

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月15日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(印) 上富久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第10号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。